

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和7年4月8日

全国健康保険協会千葉支部
支部長 佐藤 信行

1. 調達内容

(1) 調達案件名

令和7年度 全国健康保険協会千葉支部 職員健康診断業務委託

(2) 仕様等 仕様書のとおり

(3) 実施場所 仕様書のとおり

(4) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日までの間

(5) 見積方法

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

見積金額には、業務遂行に必要な一切の諸経費を含めること。

相手方の決定に当たっては、見積書に掲載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を見積書に記載すること。

契約は単価にて行う。請求にあたっては、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信頼度が極端に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 健診実施医療施設等が全国健康保険協会千葉支部最寄り駅（千葉駅）から公共交通機関を使用せずに20分程度で通える範囲内であること。
- (6) 反社会的勢力でないこと。
- (7) 全国健康保険協会の生活習慣病予防健診機関であること。

3. 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出先及び仕様書配布場所

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階

全国健康保険協会千葉支部 企画総務グループ 担当 小田

電話 043-332-2816

(2) 問い合わせ先 同上

(3) 見積書提出期限

令和7年4月22日 12時00分

上記3(1)の場所

4. 契約対象者の決定

- (1) 本公告に示した役務案件を履行できると契約責任者が判断した見積競争参加者であって、最低価格をもって有効な見積書を提出した者とする。
- (2) 最低価格かつ同価格の見積書の提出があった場合は、当支部が指定する日時場所において当該見積競争参加者にくじを引かせて業者を決定する。ただし、当該見積をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5. その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国建国保険協会千葉支部長宛て提出すること。記載誤り及び記載漏れ又押印漏れ又は判読不能なものは無効とする。
- (2) 見積書提出後の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (3) 予定数量の増減については異議を述べることは出来ない。
- (4) 契約書の要否 要
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無

《参考》 全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。